

電気工事業者の事業開始通知について

自家用電気工作物に係る電気工事のみの電気工事業を営もうとする方は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」により、その事業を開始しようとする日の10日前までに（建設業許可を受けている建設業者については、事業開始後遅滞なく。）、経済産業大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

つきましては、千葉県内のみ営業所を設置し電気工事業を営もうとする方は、下記により手続きしてください。

記

1. 通知先 千葉県防災危機管理部 産業保安課（電気担当）
千葉県庁中庁舎7階 千葉市中央区市場町1番1号
043 - 223 - 2722
受付時間：午前9時～12時 午後1時～午後5時

千葉県庁は、土日祝日に事務の取扱を行っておりませんので注意してください。

2. 要件

(1) 工事の従事者の制限

第一種電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させてはならない。

認定工事従事者は自家用電気工事のうち簡易電気工事の作業のみ従事可能。

（第二種電気工事士は、自家用電気工作物の電気工事には従事できません。）

(2) 営業所には、次の検査用器具を備え付けること。

絶縁抵抗計 接地抵抗計 抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計
低圧検電器 高圧検電器 継電器試験装置 絶縁耐力試験装置

但し、「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」については、常備していなくても必要時に借り入れることができればよい。

3. 必要書類

(1) 電気工事業開始通知書

建設業許可を受けていない場合 様式第14の2

建設業許可を受けている場合 様式第21

(2) 通知者の住民票又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの。）

通知者が個人の場合

・千葉県内に住民票がある場合・・・不要

住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。

・千葉県外に住民票がある場合・・・本人の住民票抄本

申請者が法人の場合・・・法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）

(3) 誓約書

(4) 建設業許可を受けている場合は、許可の写し

(5) 第一種電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証等の写し